衛生推進者養成講習

◇法的根拠（安衛法　第１２条の２）
事業者は、安全管理者及び衛生管理者を選任すべき事業場以外の事業場で、厚生労働省令で定める規模のものごとに、安全衛生推進者（安全管理者を選任すべき業種以外の業種の事業場にあっては、衛生推進者）を選任し、その者に下記の業務（衛生推進者にあっては、衛生に係る業に限る。）を担当させなければならない。

安全衛生に係る技術的事項
一　労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること
二　労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること
三　健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること
四　労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること
五　労働災害を防止するため必要な業務

◇安全衛生推進者等を選任すべき事業場
（安衛則　第１２条の２）常時１０人以上５０人未満の労働者を使用する事業場。

◇安全衛生推進者等の選任
（安衛則　第１２条の３）安全衛生推進者又は衛生推進者（以下「安全衛生推進者等」という。）の選任は、上記の安全衛生に係る技術的事項（衛生推進者にあっては、衛生に係る業務に限る。）を担当するため必要な能力を有すると認められる者のうちから、次に定めるところにより行わなければならない。
一　安全衛生推進者等を選任すべき事由が発生した日から１４日以内に選任すること。
二　その事業場に専属の者を選任すること。ただし、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントその他厚生労働大臣が定める者のうちから選任するときは、この限りではない。

※衛生管理者とは異なり、労働基準監督署長への報告書提出義務は無い。

◇安全衛生推進者等の選任に関する基準（S63,9,5　労働省告示第８０号）
①労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント
②大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後１年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
③高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後３年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
④５年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
⑤厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了したもの

◇安全衛生推進者等の職務（S63,9,16　基発第６０２号）
安全衛生推進者又は衛生推進者の職務は、具体的には次のようなものであること。

①施設、設備等（安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む。）の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。
②作業環境の点検（作業環境測定を含む。）及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。
③健康診断及び健康の保持増進のための措置に関すること。
④安全衛生教育に関すること。
⑤異常な事態における応急措置に関すること。
⑥労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
⑦安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計の作成に関すること。
⑧関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届け出等に関すること。

衛生推進者は下記の事項のうち、衛生に関する個所が該当

◇安全衛生推進者等の氏名の周知（安衛則　第１２条の４）
事業者は、安全衛生推進者等を選任したときは、当該安全衛生推進者等の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。

（S63,9,16 基発第６０２号）
　見やすい箇所に掲示する等の等については、当該安全衛生推進者等に腕章をつけさせる、特別の帽子を着用させる等の措置が含まれるものであること。

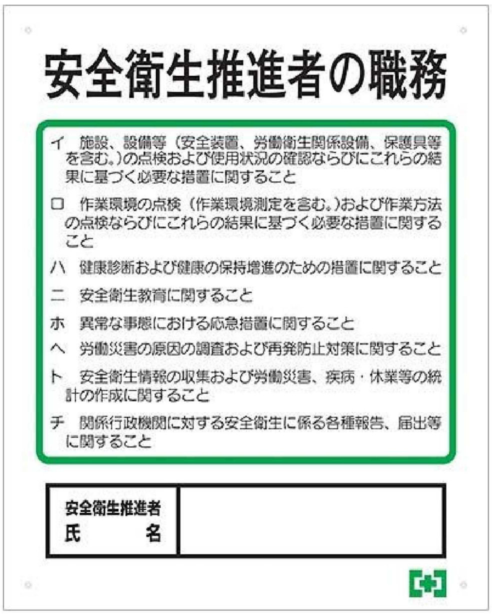

≪衛生推進者≫

科　目	範　囲	時　間
衛生推進者の職務	衛生推進者の意義とその職務　衛生管理の進め方	1
作業環境管理及び作業管理	作業環境測定　作業環境改善　作業方法の改善	1
健康の保持増進	健康診断　労働衛生統計　労働生理　健康教育	1
労働衛生教育	教育計画のたて方　教育の方法	1
関係法令	労働安全衛生法及びこれに基づく関係法令（衛生関係）	1
合　計		5

業種 ＼ 規制			安全委員会の設置基準（令８条）	衛生委員会の設置基準（令９条）	総括安全衛生管理者選任基準（令２条）	安全管理者選任基準（令３条）	安全管理者の専任の基準（則４条）	安全衛生推進者（則12条の２）	衛生推進者（則12条の２）
製造業（物の加工業を含む）	化学工業	有機化学工業製品製造業	50人以上	50人以上	300人以上	50人以上	300人以上	10人以上50人未満選任	選任の必要なし
		石油製品製造業							
		無機化学工業製品製造業					500人以上		
		化学肥料製造業							
		その他					下記＊に同じ		
	紙・パルプ製造業		100人以上				1000人以上		
	鉄鋼業		50人以上						
	輸送用機械	造船業							
		その他					＊2000人以上使用しているもので過去３年間の労働災害による休業１日以上の死傷者数の合計が100人を超える事業場に限る		
	電気・ガス・水道・熱供給業		100人以上						
	自動車整備業		50人以上						
	機械修理業								
	金属製品製造業								
	木材・木製品製造業								
	その他		100人以上						
鉱業			50人以上		100人以上				
建設業							300人以上		
運送業	道路貨物運送業						500人以上		
	港湾運送業								
	その他		100人以上				上記＊に同じ		
林業			50人以上						
卸売・小売業	各種商品卸売・小売業		100人以上		300人以上				
	家具・建具・じゅう器等卸売・小売業								
	燃料小売業								
	その他		設置の必要なし		1000人以上	選任の必要なし	専任の必要なし	選任の必要なし	10人以上50人未満選任
通信業			100人以上		300人以上	50人以上	上記＊に同じ	10人以上50人未満選任	選任の必要なし
接客娯楽業	旅館業								
	ゴルフ場業								
	その他		設置の必要なし		1000人以上	選任の必要なし	専任の必要なし	選任の必要なし	10人以上50人未満選任
清掃業			50人以上		100人以上	50人以上	上記＊に同じ	10人以上50人未満選任	選任の必要なし
上記以外のその他の業種			設置の必要なし		1000人以上	選任の必要なし	専任の必要なし	選任の必要なし	10人以上50人未満選任

衛生管理者選任基準（令４条）（則７条）	衛生管理者の専任の基準（則７条）	衛生工学衛生管理者の選任基準（則７条）	産業医選任基準（令５条）（則13条）	産業医の専属の基準（則13条）
50人以上 （選任数） 50～200人　１人（以上） 201人～500人　２人（以上） 501人～1000人　３人（以上） 1001人～2000人　４人（以上） 2001人～3000人　５人（以上） 3001人以上　６人（以上）	１．常時1001人以上を使用する事業場 ２．501人以上使用する事業場で次の業務に常時30人以上を従事させる場合 ①坑内労働 ②多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務 ③多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務 ④ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務 ⑤土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務 ⑥異常気圧下における業務 ⑦削岩機、鋲打機等の使用によって身体に著しい振動を与える業務 ⑧重量物の取扱い等重激なる業務 ⑨ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務 ⑩鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これに準ずる有害物の粉じん、蒸気又はガスを発散する場所における業務	常時501人以上で次の業務に常時30人以上を従事させる場合は衛生管理者のうち１人は衛生工学衛生管理者免許を受けたものから選任 ①坑内労働 ②多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務 ③ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務 ④土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務 ⑤異常気圧下における業務 ⑥鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これに準ずる有害物の粉じん、蒸気、又はガスを発散する場所における業務	50人以上（ただし3001人以上は２人（以上）選任）	１．常時1000人以上を使用する事業場 ２．次に掲げる業務に常時500人以上の労働者を従事させている場合 ①多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務 ②多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務 ③ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務 ④土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務 ⑤異常気圧下における業務 ⑥さく岩機、鋲打機等の使用によって身体に著しい振動を与える業務 ⑦重量物の取扱い等重激な業務 ⑧ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務 ⑨坑内における業務 ⑩深夜業を含む業務 ⑪水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務 ⑫鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務 ⑬病原体によって汚染のおそれが著しい業務